

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
フロンガス回収役務	EYB-Z100219	
	作 成	令和 7年 9月 2日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処 総務部管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊用賀駐屯地において実施する厨房器材等のフロンガス回収役務について規定する。

1.2 場所

東京都世田谷区上用賀 1 - 2 0 - 1

1.3 法令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

2 役務に関する要求

2.1 一般共通事項

- a) 契約相手方は、この仕様書に規定するほか、回収作業について十分な経験と技術を有し、且つ役務を完全に遂行する能力を完備するものでなければならない。
- b) 契約相手方は、回収作業に必要な関係法令・規則条例等を遵守し、その運用適用は契約相手方の負担と責任において行うこと。
- c) 回収作業に関わる作業においては官側の指示に従うこと。
- d) 本仕様書に規定した以外の事象及び明記のないもの又は、不明事項のある場合は、官側と調整し、その指示による。
- e) 回収作業に必要な材料は、契約の相手側が準備するものとする。

2.2 対象器材

対象器材については、調達要求書による。ただし調達要求書で示すことができない場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 回収作業

- a) 指定器材からフロンガスを回収する。
- b) 回収したフロンガスは、契約者において法令に従い責任を持って合法的に処理し、官側に回収証明書（又は、それに代わるフロンガス回収の証拠となる書類）を提出する。

3 その他の指示

3.1 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、用賀駐屯地所定の入門手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。
- c) 契約の相手側は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手側は、官側の施設内を無許可で撮影してはならない。

3.2 安全管理

契約の相手側は、必要に応じて危険防止の措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

3.3 衛生管理

衛生に関する事項は、次による。

- a) 契約の相手側は、厨房内に立ち入るときなど、官側の指示に従うものとする。
- b) 厨房内での作業に従事する際の衣服等は、清潔なものを着用するものとする。

3.4 その他

その他は、次による。

- a) 回収作業で発生した梱包材等、産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。
- b) 回収作業に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 回収作業終了時には、整理及び清掃を確実に行う。

3.5 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。